

第4回

(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会

令和元年12月16日

午後 7 時 2 分開会

○佐久間介護予防・地域支援課長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、第 4 回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、夜間にかかわらず御出席いただきましてありがとうございます。私は、事務局の世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課長の佐久間でございます。議事に入る前の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、委員会の開催に先立ち、世田谷区長、保坂展人より御挨拶申し上げます。

○保坂区長 皆様、こんばんは。世田谷区長の保坂です。今日は夜間の検討委員会に、お忙しいところ、また、年の瀬でございますので何かと慌ただしい中、お越しいただきましてありがとうございます。

まず、本日の検討委員会は 4 回目になるわけですが、本日は、この条例のつくり方、考え方、広げ方というところで、当事者の皆さん、そしてパートナーとして、計 7 名の皆様に初めてご参加をいただいています。ぜひ、やさしくわかりやすい、また、先日の記者会見の中で、偏見や差別を取り払い、人権宣言のような趣旨を盛り込んでいく条例にしたい、認知症がこれまで社会から排除されようとしたり、あるいは、いろいろな形で偏見が広がっていきることから大きく転換する、そんな一歩にしたいという思いを述べたところ、幾つか報道もされまして、いろいろ反響もいただいているところでございます。

第 2 回の条例検討ワークショップを 11 月末に開催しました。このワークショップにも区民や地域団体、関係団体、事業者の皆さん、34 名の方々に参加していただきました。それぞれの熱心なお話し合いの中で、条例の名称について、例えば希望という言葉が入らないだろうかとか、たくさんの意見、提案が出ましたし、また、認知症になったことイコール何もできなくなるということではないということ、備えだとか、各グループからいろいろお話が出たことと思います。

そして、さかのぼること 11 月 14 日に開催したこの委員会でも大変貴重なご意見をいただきました。今日は限られた時間ではございますけれども、いよいよ認知症条例——名前自体は今、仮の名前を言いましたけれども、もっと親しみやすい、広がりやすい名前にしていただくことも含めて御意見をいただければと思います。今日は、よろしくよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○佐久間介護予防・地域支援課長 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

《資料確認》

続きまして、先ほど区長からも御挨拶の中で申しましたが、本日は認知症当事者、御家族、パートナーのお立場で7名の方に御参加いただいておりますので、御紹介させていただきます。まず初めに長谷部泰司様、パートナーでケアマネの鈴木章子様、続きまして藤原郁子様、続きまして〇〇様、御家族の〇〇様、パートナーであんしんすこやかセンターの〇〇様、以上でございます。また、全体のパートナーとしまして、認知症在宅生活サポートセンター職員の村島様にご参加いただいております。

また、本日、区側の職員も出席しておりますので、御紹介させていただきます。先ほど御挨拶いたしました世田谷区長、保坂展人でございます。そのほか、事務局職員、政策企画課職員も同席させていただきます。

続きまして、出欠、遅参等の委員についてですが、玉川医師会理事の山口潔様、弁護士、世田谷区社会福祉協議会成年後見センター事例検討委員会副委員長の田中富美子様、世田谷区介護サービスネットワーク代表の徳永宣行様より、御欠席の連絡をいただいております。

この後は、次第2の議事に移らせていただきますので、進行を大熊委員長にお願いいたします。

○大熊委員長 それでは、かわって私が進行役を務めさせていただきます。とはいえ、やはり佐久間課長にまたボールを投げ返しまして、先日のとても盛んだった、区長も御参加になったワークショップの様子、それから条例骨子案、その後、この間の3回の検討委員会でいろんな方の御意見が出て、それを反映させたものについて御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○佐久間介護予防・地域支援課長 それでは、資料1をご覧ください。第2回「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」検討ワークショップ実施結果でございます。

1、ねらいとしまして、ワークショップでは、区民、家族そして認知症当事者、関係機関の方々に、希望を持って生きていくことができる地域づくりに向けて何が大切なのか等の御意見をいただき、条例制定に向けた検討の素材としていくことで、11月30日、こちらのブライトホールで2時から4時まで開催いたしました。

テーマとしましては、条例の名称、区、区民、地域団体、関係機関、事業者の立場から地域でできることを御検討いただいております。

5の参加者でございます。全部で34名の御参加で、内訳としまして、表のとおりでございます。

運営方法としまして、事務局からワークショップの趣旨及び第1回ワークシ

ワークショップでの意見、進め方についての説明を行い、その後、グループワーク方式でワークショップを行いました。グループワークの進め方については、初めに自己紹介を行った後に、条例の名称や、関係機関、地域でできることについて区民間での意見交換を行っていただき、その後、意見の取りまとめを行い、最後に、各グループが検討結果を発表いたしました。発表については、各グループで出された意見や提案を模造紙に附箋で張り、整理して行いました。全体的なスケジュールは、裏面をご覧ください。

7、主な意見でございます。各グループの討議を通じて出された主な意見を整理すると以下のとおりでございます。(1)名称の意見としまして、希望というキーワード、認知症とともに生きる希望のまちづくり、認知症とともに暮らす、みんなの認知症というような意見がございました。

(2)認知症の普及啓発・理解に対しては、認知症は対応次第で上手にできるので、それを伝える。やはり当事者の人の話を聞くのが一番。私はやっぱり認知症への理解を深めるということが認知症への差別意識を少なくできるのではないかと思うなどで以下はご覧いただくようお願いいたします。

(3)認知症への備え・相談としまして、認知症になっても自分らしく生きられる秘訣集をつくる。認知症になってもプライドを持って生きるにはどうやって生きればいいのか出してくれるといい。認知症も1つの病気と捉えたら、予防できるものは予防したいと思う。例えば、生活習慣病を悪化させないとかという意味での問いかけや働きかけが周りの方々にも必要ではないかと思う。予防という概念は、ならないことではなく、なることを遅らせるということを含めて言う。今の段階で予防という言葉はどう使ったらいいかということをよく考えたほうがいいのかと思うという意見もございました。

(4)の共生社会・地域づくりとしまして、認知症だから声かけいっぱいしてください。忘れたところを少し言ってくれば頑張れるため、集中してしまうからそれを取り戻してくれる地域だといい、という御意見がありました。共生社会・地域づくりということで、あんしんすこやかセンターで区民の方に希望者を募り、認知症の方へ声かけ訓練をした。結構評判がよかった。私は認知症の方の役をしたが、皆さんすごく優しい語り口で声かけ訓練に参加してくださいました、という体験談を話していただいた方もいます。外国にあるスーパーなどでのスローレーン、ゆっくりした窓口の設置ができるといい、というような意見がございました。簡単ではございますが、検討ワークショップでの御意見をまとめております。

続きまして、資料2でございます。(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)をご覧ください。

今回、お出ししております条例骨子案でございますが、こちらは前回の検討

委員会、またワークショップでいただいたご意見を反映して、庁内で検討してまとめたものでございます。ただし、その後メール等で御意見をいただいたものも多々あり、その部分についてはアンダーラインを引かせていただいているとともに、庁内の内部調整がまだできていない部分でございます。これまでにさまざまな御意見をいただいておりますので、その辺を含めて条例骨子案にまとめさせていただきます。反映させていただきました御意見を要点のみ御紹介させていただきます。

初めに、名称案でございますが、名称につきましては、希望とか認知症とともにといった文言を参考に、世田谷区認知症とともに生きる希望条例と仮につけさせていただきます。後ほど、ほかの条例案とともに検討していただく予定となっております。区民については、自宅だけでなくどこで暮らしていてもといったこと、認知症になる前の備えということで希望ファイルを作成すること、希望ファイルの考え方等も入れさせていただきます。

16条の条例に関する計画につきましては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画という形で考えておりますけれども、単独計画にという御意見もございましたので、アンダーラインを引いて書かせていただいております。

あわせて資料2の別紙をご覧ください。こちらは、前回11月14日の検討委員会の資料として出ささせていただいた条例（骨子案）が左側に、今回お示ししております検討委員会資料が右側になっております。本来であれば、そこから変わった部分をアンダーラインでお示しするのが通常ですが、大幅に変わっているところもございますので、このアンダーラインにつきましては、右下注釈のとおり、先ほどお話ししたとおり、検討中、調整中という意味でのアンダーラインとなりますので御承知おきいただければと思います。

また、名称につきましては、資料3、（仮称）世田谷区認知症施策推進条例の名称（案）をご覧ください。検討の題材といたしまして、事務局で3つほど御用意させていただきました。案①が表題にも書かれている世田谷区認知症とともに生きる希望条例、案②としましては世田谷区認知症にやさしいまちづくり条例、案③としましては世田谷区みんなの認知症条例です。今日、御参加の皆さんで御検討いただければと思います。

説明は以上でございます。

○大熊委員長 ありがとうございます。この会は、認知症を経験された先輩の皆さんにも加わっていただくということで、今日、お三方とパートナーに来ていただいておりますので、簡単に自己紹介をお願いします。

○長谷部氏 それでは、座ったままで失礼させていただきます。名前は長谷部泰司と申しまして、現在80歳になります。認知症を患っておりますしてステージ2と申し渡されておりますので、認知症と認知された人間がどうやって生きて

いくかということをも自分なりにつくって、今、生活しておるところでございます。現在、ひとり暮らしというのはそれなりに大変ですけれども、覚悟をすれば暮らせるんだということをも自分なりに認知しておりますので、機会がありましたらお話ししたいと思えます。

○大熊委員長 前のお仕事は何をされていたのですか。もともとの仕事をちょっと簡単にお願ひします。

○長谷部氏 スーパーの経営をしばらくやらせていただいております。

○大熊委員長 ありがとうございます。条例案のほうにも今までの人々が思っている概念とは違ふということが書いてございますけれども、そのとおりの方に来ていただきました。

それでは、お隣の藤原さん、お願ひいたします。

○藤原氏 藤原郁子と申します。よろしくお願ひいたします。

私も、ひとり暮らしです。2年前にレビー小体型認知症と診断されまして、診断された当時は、認知障害とかは一切感じなくて、ほかの症状のほうが多くて、あまりそう感じていなかったんですが、この夏、ちょっと体調を崩したところから、あれっ、これは知識がないのか忘れたのか、その辺がよく自分の中で整理できなくてきております。パーキンソニズムがありまして、歩行困難なんです。ですから、そういう交流会とかに出かける気持ちはあっても、なかなか近くにないから出づらひということもございします。

○大熊委員長 もともとは絵本の読み聞かせとか、絵本のことをやっていたのですね。

○藤原氏 私は30年ほど、5人で子ども文庫をやっておりました。地区会館の一部を借りまして、週1回、休みはなくやっておりました。それで、数年前、どのぐらいたったか忘れましたけれども、その建物が老朽化して建てかえるということで、そのときを機会にそれでは閉じましようということで、区からは続けてほしいと言われたんですが、やっぱりちょっと無理かなという感じでもめました。

○大熊委員長 ありがとうございます。お2人ともひとり暮らしですが、スウェーデンなんかでは、認知症の人がひとり暮らししているんだよ、えっ、やっぱりスウェーデンはすごいね、みたいに思うんですけども、世田谷にも、2人ともおひとり暮らしで、また、レビー小体でいらっしゃる方がちゃんと暮らせているという現実をもっと世田谷のみんなに知らせたいという気がいたします。

それでは、○○さん、お願ひいたします。

○当事者A 今御紹介いただきました○○と申します。一昨年、3年目に入っておりますけれども、学校の先生をやっておりました。今、まだ社会人にやっ

なったばかりの娘がいるという現状で、まだまだ老いるわけにはいかないと思っていたんですが、幸か不幸か、一番母によく似ていた人種らしく、母がアルツハイマーをやっていたのをずっと見ていまして、まさか我が身にとは思わなかったんですけれども、結果的にはなってしまいました。幸い、母のときに比べると、周りでいろいろとフォローしてくださるものがたくさんあることも、本当に恵まれた環境であってありがたいと思っております。

今はまだ、自分のことがわかっているうちはいいと思うんですけれども、いつかこれが、母の見えない状態、自分が家族であるということも認識できなくなるぐらい悪くなると、人にいろいろとお世話にならざるを得ない、そこまでやっぱりいろいろと考えなきゃいけない。私は、母のときは兄弟が3人おりましたのでまだいいんですけれども、今度、私の場合は娘が1人しかいません。これから先どうしたものかと思って、ちょっと頭が痛いんです。

○大熊委員長 ありがとうございます。また後で御意見を伺います。

新しい皆さんを御紹介しましたので、今度は骨子案について少しずつ、これは一遍にやっちゃうと大変なものですから、ちょうど5ページありますので、1ページ目をまず皆様に見ていただいて、それをご覧になってどんなことをお感じになるかというのをどなたからでも結構でございます。少しは読んでいらっしゃることはできましたか。

1ページに目次みたいなものがありまして、それから、「認知症になってからも一人ひとり偏見や差別に脅かされずに自分らしく地域とともに生きていくことができる環境が必要です。世田谷区は、すべての区民が、認知症とともに生きる意識と備えを高め、『一人ひとりの希望や権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや』を目指して、条例を制定します」という前文が、まずございます。先ほど人権とか権利というのが入っているのがすごいと区長はおっしゃいましたけれども、その権利という言葉がここに入っております。

最初に、総則というのがあって、第1条「この条例は、認知症とともに生きる人の権利と認知症に関する施策の推進に関し、基本となる理念を定め、区の責務と、認知症になった人を含む区民、地域団体、関係機関、事業者のできることと役割を明らかにすることにより、すべての区民が認知症とともに生きる意識と備えを高め、一人ひとりの希望と権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。」、ここまでのところで、どなたか御意見がおありの方は、どうぞお手をお挙げくださいますか。

○金安委員 金安と申します。どうぞよろしく願いいたします。附則のところ、第4パラグラフの「そのためには」の後なんです、「認知症になってから

も一人ひとりが偏見や差別に脅かされずに」となっているんですが、私としては、ぜひ「一人ひとりの意思が尊重され」とか、あとは憲法13条ではありませんけれども、「個人としてしっかりと尊重される社会」とか、そのような意味合いのことを僕の中で収れんすると、「一人ひとりの意思が尊重され」という一言があると、後々のつながりもよくなるのかなと思いました。以上です。

○大熊委員長 事務局、しっかり書きとめていただけるとありがたく思います。

1 ページに目を通していただいて、ほかにいかがでしょうか。

○和気委員 和気と申します。前回の案に比べてすごくわかりやすくなってよくなったと思うんですけども、調整中、検討中というところがなぜ検討が必要なのかについても、今日は意見を言ったほうがよろしいんですか。

○佐久間介護予防・地域支援課長 事務局で、前にいただきました御意見とかワークショップの御意見を検討しまして、まず最初に骨子案をつくって、区の中で共有したものの後に御意見をいただいたところが、この下線を引いてあるところですので、特にここだけにこだわらずに本日は御意見をいただけたらと思います。ただ、ここの部分については、区の中での合意が得られていないという点を御承知おきいただければと思います。

○和気委員 わかりました。例えば地域社会というのも、「地域共生社会」というのが今最も用いられている考え方ですし、そのようにしていただくともありがたいです。「認知症とともに」という表現がいろいろ出てきますけれども、それも認知症の自分だけではなく自分の中の1つの個性として認知症というものもありで、ウィズ・ディメンシアということで、こういう表現にさせていただいたことすごく希望が持てるというか、自分としてはこの下線のところはそのまま生かしていただきたいというのが意見です。

○大熊委員長 ありがとうございます。賛成、それからもっと強めたらという2つの御意見がありました。よろしいでしょうか。

2 ページに移ってみます。また、さっきのところだけでもとっていただいてもよろしいと思います。

第2条「この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は」ということで用語の定義が書いてございます。「(1)認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。(2)区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある人、認知症と診断されるまでは区民だった人をいう。(3)地域団体 区民等で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。(4)関係機関 医療及び介護その他の福祉サービス、教育、法律、生活関連サービスを提供する事業所及び図書館等の公共の施設、研究機関その他の認知症に業務上関係のある機関で、区内において活動を行うものをいう。(5)事業者 区

内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。(6)軽度認知障害 疾患に基づく脳の器質的変化により日常生活に支障が生じない程度にまで認知機能が低下した状態をいう。(7)若年性認知症 65歳未満で発症する認知症のことをいう。」

その次に、基本理念という第3条がきております。「(1)認知症施策を推進するための基本理念は、次のとおりとする。認知症の本人一人ひとりが、自分らしく生きていける希望をもて、どこで暮らしていても意思と権利が尊重され、自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる。(2)全ての区民及び地域団体、関係機関、事業者が、認知症を我が事と捉え、地域の中で繋がりながら自主・自発・自由な参加と協働により、認知症とともによりよく生きていくことができる、地域共生社会の実現を図る。」、ここまででどなたか御意見のある方がいらっしゃいましたら、どうぞ。

○太田委員 定義のところで、後ろのほうからつながっていたんですけども、後ろにいくと、権利擁護というところが出てきて、成年後見人の話等々がここで出てくるかと思うんですけども、実際、成年後見人で意思の代弁という場合に、医療的な判断に関しては成年後見人はできない。そうすると、ここに関しては、実際に本人の意思が発せなくなった場合の意思の代弁者という形がまた別に必要になってくるかと思うんです。そうすると、意思代弁者というところが、認知症の患者さんの人権擁護、権利擁護という面では、今後非常に重要になってくるという点で、ACPを含めてこれは重要になっていますので、この用語の中に「意思代弁者」という文言を入れながら、意思代弁者の必要性を権利擁護かどこかの中に組み込んでいくというのが、私は読ませていただいて、あってもいいのかと思いました。

○大熊委員長 ありがとうございます。今の太田委員の御意見について、補足とか御意見がおありですか。意思代弁者を入れるのでいい、または要らない、どちらかの御意見をどうぞ。今、中澤委員が先に手を挙げられました。どうぞ。

○中澤委員 代弁者というか本人の意思がやっぱり一番だと思うんです。私は、基本的には代弁をしてはいけないと思います。ただ、本人の意思がちゃんと残されていたときに、サポートするシステムが必要だと思うんです。誰かが代弁者になるというのは非常に違和感があるんですけども、いかがでしょうか。

○大熊委員長 意思代弁者のことについてもうちょっとどなたかご意見はありますか。

○太田委員 この間、老年医学会でも、ACPに関しての定義という中で、意思代弁者に関しても定義されてきているんです。意思代弁者というのは、あくまでも本人の意思を優先するという中で、はっきりしたものが伝えられない状況であったり、明らかに違う内容を伝え始めているという場合にそこを補足す

るという形で、完全なる代弁というのとはまた別として考えないといけないかなと思います。文言をもし入れるなら、というところはまさにそののところで、本人の意思はあくまでも尊重するという意味での意思代弁者、それはどういう人が当たるのか、家族なのか、第三者も当たるのか、そういうところはあってもいいのかなと、私は個人的に思ったんです。

○大熊委員長 意思代行者だったらいいですか。

○新里委員 後のところとも少しつながりますけれども、やはり御本人の希望を表明するという意味で、「私の希望ファイル等の取り組み」とか、あるいは「事前に書かれた希望の実現に積極的に取り組む」ということがあります。まずは、御本人の希望ファイルとか、本人の意思としてのものを文言として挙げて、もし出すのであれば代弁者ということで、まずその前に、「希望ファイル」という文言が出てくるのであれば、その定義を最初のほうに、もし可能であれば併記したほうがいいのではないかと思います。

○大熊委員長 ありがとうございます。ちょっとおいておきまして、今まで出たことで何か御意見がありましたら、特に嫌だなとかいうところはないですか。

○藤原氏 今、私自身は代弁者とかそういう人を必要としていない、というのをむしろ自分のほうから言っていきたい。自分の言葉で今の自分をそのままわかってもらえれば、代弁者という存在そのものが邪魔する場合もあるんです。というところちょっと言葉は悪いんですが。肯定されても否定されても心が痛むんです。先々はわかりませんが、今現在は余り必要としていないというのが正直なところでございます。

○大熊委員長 ありがとうございます。

○○さん、今の御意見はございますか。意思代弁者が欲しいかどうか。

○当事者A ほぼ同じ気持ちです。

○大熊委員長 まだなっていない身から言うと、代弁してあげたらいいかなと思うけれども、御本人はちょっとそれとはニュアンスが違うということが、今日、御参加いただいてよく納得が이었습니다。ありがとうございます。太田委員、いいですか。

○太田委員 今の意見は非常に参考になりました。ただ、もう1つ、先ほど新里委員からお話があった「私の希望のファイル」に関しては、このファイルはどのようなものだろうというところです。これは、ある意味、文言としてこういうものですよ、というのがあっても確かにいいのかなと思いました。

○大熊委員長 それは、確かに用語のところ「希望ファイル」を出しておいて、後のほうで詳しいことを書くという構成にしたほうがおもしろいかと思います。

○長谷川委員 これは、そういう意味で御本人にお聞きしたいところなんです

けれども、第3条の(1)の1行目、「本人一人ひとりが、自分らしく生きていける希望」、(2)の2行目、「認知症とともによりよく生きていく」と書いてあります。自分らしく生きていくということと、よりよく生きていくと、言葉がちょっと違う表現になっているんですけど、この辺は統一したほうがいいのかどうか、という気持ちで、これはぜひ御本人の皆さんの御意見をいただければという感じがするんです。違う表現があるという印象なんです。自分らしくということと、自分らしく生きていくということと統一したほうがいいのか、いろいろ表現は違ってでもいいのかという、具体的にはそういう僕の印象なんですけれども。

○当事者A 最終的には、自分らしく生きていたいと思います。

○大熊委員長 そっちのほうが優先するということですか。

○当事者A もともとへそ曲がりのほうなので、人にああせい、こうせい、と言われると、だんだん機嫌が悪くなるほうなので、どちらかという自分らしく生きていたいと思います。

○パートナーA 今のお話とちょっと違うんですけど、よろしいですか。昨日、姉と一緒にこれを読んだときに、姉の言ったことでちょっと心に残っているのがあったので、第2条(2)の区民というところなんですけれども、後ろの線を引いてあるところに、「認知症と診断されるまでは区民だった人」というところを読んで、認知症と判断されると区民ではないのか？と聞かれたんです。なので、これはちょっとわかりにくい。私も、どういう意味か全然わからなくて、説明できなかつたので教えていただけたらと思います。どういう意味なのかと。

○大熊委員長 これは例えば、今は区に住んでいないけれども、認知症だと言われる前は区民だったのに、八王子の山の奥の精神病院に行っちゃったりとか、認知症になったがために自分の愛する世田谷区を離れなければならなかった人も区民の中に含めましょうという意味です。

○当事者A とてもありがたいお話のほうなんです。

○パートナーA そうじゃないかと思ってそう説明したんですけど、ちょっとわかりにくかつたので、違うかもしれないと思ひまして。

○大熊委員長 もうちょっとわかりやすい表現のほうがいいのかもありませんね。また、ちょっと検討したほうが……。

○当事者A お気持ちは十分伝わりましたから、大丈夫です。

○藤原氏 私は、今説明してもらったところで、「自分らしく生きていける希望をもて」ということなんですけど、認知症とともによりよく生きていくということは自分らしく生きていくことだから、分けなくてもいいのかなど。答えになりますか。

○長谷川委員 意見を聞きたかっただけなので、表現が両方あってもいい、ということですか。

○藤原氏 私は両方なくても、「ともによりよく生きる」という中に、希望も持てて自分らしくも生きていけるということでもいいかなど。語彙力もないんで説明が……。

○長谷川委員 御無理を言って申しわけありません。ちょっとその辺を聞きたかった。

○大熊委員長 ありがとうございます。次のところにいこうと思いますが、よろしいでしょうか。

第4条、「区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。2 前項の施策の実施に当たっては、常に認知症の本人の視点にたち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。また、希望を持って暮らせるための地域支援体制を区民、地域団体、関係機関及び事業者とともに築き上げるとともに、国、他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。」

それから、その後に「区民ができること」区民の責務とか区民の義務というのがくるのが普通なんですけれども、「区民ができること」という案が出たようです。

○佐久間介護予防・地域支援課長 最初は、「区民の役割」という表現でした。

○大熊委員長 「区民の役割」を「区民ができること」という御提案があって、このように変わっております。第5条のところを読みます。「区民は、認知症とともに生きることに希望をもち、認知症とともによりよく暮らしていくための備えと、そのための知識やつながりを増やすことができる。2 区民は、誰もが認知症になりうるものと認識し、認知症になってからも自分らしくより良い暮らしができるための意思決定の備えをするよう努めるものとする。3 区民は、支援するという視点の『サポーター』から、認知症の人とともに歩む『パートナー』としての意識変革ができるような取り組みを続けていくことができる。4 認知症の本人は、自らそして次に続く人たちが暮らしやすくなるよう、自らの意思により、体験及び願い、気づいたこと等を身近な人や区、関係機関等に発信することができる。」というのが4条、5条のところですけども、ここまでで立ちどまって何か御意見がございましたらばどうぞ。

○村中委員 今の2ページの下「区民ができること」の第5条ですが、「区民は、認知症とともに生きることに希望をもち、認知症とともによりよく暮らしていくための備えと、そのための知識やつながりを増やす」というところに、「増やすために、区の取り組みに積極的に参加し、健康づくりに役立てることができる」と少し足してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○大熊委員長 これについてはいかがでしょうか。特に嫌という意見はなさそうですので、ここも入れ込むことを文章上余り重複がないように考えながら足してみただけだと思います。

○パートナーA 何度も備えるというのが出てくるんですけども、「備え」はわかりにくいかなと思います。どういう備えができるのかというのがあって。

○大熊委員長 これについてどなたでもご意見をどうぞ。

○中澤委員 例えば、わかりやすい言葉だと、予防というのは普通出てきちゃうんです。でも、予防とは何でしょうか。できないですよ。そういう意味で、これは丹野さん（一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ）が言ったんですけども、予防という言葉は使わないでほしい、そのかわり、備えという言葉を使ってほしいと彼は言っていたんです。そういう意味では、「備え」というのはわかりにくいかもしれないけれども、逆に浸透させていけばいいんじゃないかと思います。

○パートナーA 予防という意味と考えていいですか。

○中澤委員 普通は予防と言っちゃうんだけれども、それは違うだろうということ。

○大熊委員長 今出てきた丹野さんは御本人で発信している方ですけども、その御本人たちの会の育ての親でもある永田委員は、「備え」という言葉についてどうでしょうか。

○永田委員 「備え」というのは、普通の日常の言葉、例えば、大雨に備えるとか、何々に備えるという、むしろ予防ということがいろいろ定義とか、予防をめぐる認知症についてはイメージとか考え方も非常に広まってしまって、曖昧になりやすい言葉なのです。むしろ中澤委員が言われたように、誰もがこれからなり得ることを覚悟しながら、さっき長谷部さんが覚悟というとてもいい言葉を言われたんですけども、そういう心持ちで、なってからも自分らしく生きるための備え、本当に人として備えていこうという意味で、「備え」という言葉を丁寧に世田谷区で打ち出せばいいのではないかと思います。

○パートナーA すごくいい言葉だと思うし、今のお話でとてもわかったので、そういう説明をどこかに入れていただいたほうがより伝わりやすく、また、より浸透しやすいんじゃないかと思いました。

○和気委員 いい説明ではないんですけども、先ほどまで授業を大学でしていて、今日はエンディングノートのお話をしていたんです。例えば、エンディングノートを書くことは医学的な予防ではないけれども、自分の判断能力が低下していったときに、自分はどんな人だったのかとか、どんなふう生きてきたのかということを知りたいという人を知らせるという意味では、備えでもあると思うんです。それをこの中に、今いい表現がすぐには浮かばないんですけども、そ

のようなことがわかるような形でどこかに説明できたらいいのかなと思いました。

○大熊委員長 水害は予防できないけれども、備えはできるというものです。予防というと、なってしまった方が予防を一生懸命やらなかったという目で見られることを防ぐためにも、「備え」という言葉を世田谷では使いましょうということによろしいでしょうか。

それから、「サポーター」から「パートナー」へというところには、特に異論を持っていらっしゃる方はいないでしょうか。今日も区の資料の中に、皆さんはサポーターではなくてパートナーとして参加しておられるので、世田谷ではパートナーという言葉が公認されているような気がします、いかがでしょうか。特に「パートナー」が嫌という人は……。

○当事者A 別にどちらでもいいんですけど、「サポーター」と言われると、完全に頼るような形になるんです。「パートナー」となると、相手にわかってもらいたい、努力をしようという気持ちも入ってくると思うので、私は「パートナー」はすごくいいと思います。

○大熊委員長 賛同していただきました。どうもありがとうございます。先に進んでよろしいですか。

では、第6条にいけます。「地域団体は、住民相互の支えあいや見守り活動等に積極的に取り組むものとする。」

関係機関の役割、第7条「関係機関は、相互に連携し、認知症の本人が自宅あるいは病院、施設等どこで暮らしていても、その希望と権利が尊重されて、その状態に応じた適時かつ適切なサービスが提供されるよう努めるとともに、認知症及びその家族が理解できるように必要な情報を提供するよう努めるものとする。」

事業者の役割、第8条「事業者は、その従業者が認知症の本人及び認知症とともに生きていくことができる地域社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育その他の措置を講ずるよう努めるとともに、認知症の本人に配慮したサービスの提供と地域との協働に努めるものとする。」

ここまでいかがでございましょうか。

○和気委員 さっきも気になっていたんですけど、地域団体というのが営利を目的としない団体と定義されていて、それはそれでいいのかもしれないんですけど、住民の支え合い活動とか見守り活動というのは、例えば、セブン-イレブンのようなコンビニエンスストアですとか、地域の商店街とか、営利活動を目的とする企業や人であっても誰もが参加しているし、してほしいとなったときに、地域団体は営利を目的としないと書かれていて、そういう団体は事業者のほうに入るのかなと思うと、事業者はもうちょっと違う表現で、措置

を講ずるとかいろいろ書いてあります。団体で役割を決めていくと、こういう整理になるとは思うんですけども、実際には、支え合い活動は全ての団体に入っていたきたいし、実際に入っていますので、誤解を招くような気もしないではないという点をお伝えしたいと思います。

○大熊委員長　どんな表現を加えたらいいでしょうか。ほかの方でも結構です。どうぞ。

○和気委員　「地域団体の役割」と明記されてしまうので、そうすると、例えば、「地域団体等は」とかを入れるとか、お役所文書みたいになってしまいますけれども、さまざまな人がというニュアンスをつくり出すとか、そういう何かしら工夫があって、あるいは、全部の人が一緒にやるんだよというものをどこかにつけ加えるか、いろいろな手法はあるかと思います。

○大熊委員長　どなたかお知恵を。地域活動をやっている社会福祉協議会さんいかがでしょうか。

○金安委員　和気委員の御指摘のところなんですけれども、前段は、私は地域団体の者としてそうだろうと思っています。社会福祉協議会だけではありませんけれども、「地域団体は、住民相互の支えあいや見守り活動等に積極的に取り組む」のは当たり前なので、「ものとする」とともに、広めるための努力というような意味合いの文言を、他との区分というか、中心的に担うんだよ、あなたたちはという形で入れていただければ、少し整理がつくのかなと思いました。現に、地域団体の役割の1つは、みずから支え合いを原則とするとともに、よりよく本人らしく暮らせるための支え合いのまちづくりというのを1つの領域にしていますし、そこをPRしたり、広報しながら広めていくというのも重要な任務だと心得ておりますので、そんなふうに私は思いました。以上です。

○和気委員　すばらしいと思います。

○大熊委員長　ここもちゃんと書きとめてください。

○鈴木氏　この地域団体というところにスーパーとかそういうところは入っていますか。ちなみに、私の担当の方が万引きで捕まったときに、その方は地域で暮らせずにやむなく病院に入ってしまったことがあって、このあたりでやっているスーパーに聞いたところ、知識があれば、要は、警察に出すよりも、もうちょっと違う方法があれば、もっと業務も楽になるし、やっぱり皆さんが知識がない、というところをスーパーの本部の方が言っていたので、商店街とかはどこに入るのかなと気になりました。

○大熊委員長　確かにそうですね。どうでしょうか。

○佐久間介護予防・地域支援課長　今、和気委員からも御指摘のあったとおり、その定義としましては、第2条の(3)地域団体としまして、区内において活動を行う営利を目的としない団体として、町会、自治会であるとかNPOなど

となっております。今おっしゃられたスーパーなどは(5)の事業者という扱いになりまして、区内において事業活動を行う個人、法人、団体となっております。後で御議論いただくとは思いますが、地域づくりの推進の第14条の中では、そこら辺を分け隔てなく、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携して見守り支援を行うと載せておりますけれども、この前のところが皆さんの御議論になってしまうのかなという気がいたします。

○大熊委員長　そこまでいってからまた振り返りますか。よろしいでしょうか。

3 ページ目の第2章、基本的施策、区民等の理解の推進、第9条「区は、区民、地域団体、関係機関及び事業者が、認知症及び認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができる学習の機会を積極的に推進するとともに、広報活動や活動を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。」

認知症の備え等の推進、第10条「区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加と健康の保持・増進の機会と権利が守られるよう、孤立予防や健康の保持・増進の取り組みを行うものとする。」

意思決定の支援、第11条「区は、区民が認知症とともに自分らしくより良い暮らしができるための意思決定の備えとして、事前に希望する生活を書き記す私の希望ファイル等の取り組み等を積極的に推進するものとする。2 『世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想』により令和2年に開設された『世田谷区認知症在宅生活サポートセンター』を活用して、区は、区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症の本人の意思決定を支援するための学習機会の充実等を図るために必要な施策を実施するものとする。」

相談体制の推進、第12条「区は、認知症の本人及びその家族等からの各種の相談に適時かつ適切に対応することができるよう、関係機関等と連携し、必要な相談体制を推進するものとする。また、事前に書かれた希望の実現に積極的に取り組む関係機関等を支援する。」

ここまでのところで、先ほど話題になった希望ファイルのことも出てまいりましたので、新里委員、うなずいておられたから、希望ファイルについて何か御意見がございますか。

○新里委員　文言として、用語の定義というので希望ファイルというのがどの程度用語として成熟しているかわからないんですけれども、そういうものを最初に定義として挙げておけば、後々、話として割とすっとイメージが湧きやすいのかと思います。

○大熊委員長　この希望ファイルというのを考えつかれたお一人である西田先生はどんなふうに

この言葉だけではわからないという方もいらっしゃるかもしれないので。

○西田委員 ありがとうございます。最初に、今日、御本人の3名の先輩方が御参加、御発言くださっていることに、私自身は同じ区民として勇気を与えられて、世田谷で認知症になっても大丈夫だと希望を与えられています。ありがとうございます。

それで、先ほど太田委員からもお話がありましたとおり、日本の後見制度は、財産管理を主としてこれまで発展してきておりまして、極めて狭義の意思決定支援といえますか、代弁したりするというのを主とした制度だと思います。やはりここにありますように、生活全般について御本人の希望を尊重することと、その生活を支える一部として、最終段階でどのような医療を本人は希望されているのかを表明していただくことは、医療でかかわってくださる方々にとっても非常に大事なことになってくるんじゃないかと思います。

ただ、1度書いたものを固定するのが趣旨ではなくて、そのときそのときでお気持ちも変わってくると思いますので、手帳とかにしていまいますと、書いてフィックスしてしまいが、ファイルだと書き足せて更新していけると考えています。アドバンス・ケア・プランニングの正式な定義は、意思決定について話し合うプロセスを続けることと、コンティニューしているんです。ですから、書き上げて飾るという意味ではないので、そういう意味で、手帳とか覚書よりもファイルということにして、随時、御本人さんと周囲の方々と議論し続けていくという趣旨として、ファイルというのはおもしろいのではないかと考えています。ACPについての考えを基本的に踏まえた上で、より生活というところに拡張し、そして繰り返していくということでファイルという趣旨が入るといいなと思っております。

○大熊委員長 ファイルという言葉は、若い人たちは始終を使う言葉だし、ファイルに入れておいて、出したり入れたりという感じは出ているような感じがします。

○金安委員 エンディングノートの考え方なんだろうと思うんですけども、現にエンディングノートを製造し販売している社会福祉協議会から一言言わせていただきます。エンディングノートとか私の希望ファイルの意味合いは私は認識しているつもりです。その上で申し上げますと、この条例の11条において、書き方の問題かもしれませんが、「私の希望ファイル等」というのはちょっと唐突なんです。そうではなくて、「事前に希望する生活を書き記すなどの取り組み」を普通にやってもいいのかと思ったんです。つまり、スタイルとかはそれぞれの方がとにかく意思を明確に記すなり記録するなりすればいいのかなと私は思いました。ちょっと事務的な話で申しわけなかったんですけども。

○西田委員 書き記すものがACPではないんです。エンディングノートがACPではなくて、御本人の希望や意向について話し合い続けるというプロセス

がACPなので、そういうニュアンスが伝わるのが大事ではないかと思っております。書いて終わるもの、エンディングに備えていくものというこれまでの概念よりも、もう少し踏み込んで発展させたほうがよりよいのではないかと考えて、あえて差別化してはどうかと考えております。

○金安委員 それではなおのこと、これだと私の理解だと書き記すことが目的みたいに読み取れてしまうので、書き記し語り続けるとか、ちょっとわからないんですけれども、そんな文言をもっとストレートに入れたほうがよろしいのかなと思いました。

○大熊委員長 さらに発展させてということですね。プランニングだから、i n g なわけですね。

○村中委員 私も、先ほどの西田委員の御意見に賛同しております、そういう意味では、第11条の「事前に」という3文字はないほうがいいのかと先ほどから思っておりました。この「事前に」を取って、書き続けるというのがあるのと、もう1つ、あえて言えば、定義のところにも「ここでいう私の希望ファイルとは」ということを明確に記しておくということが1つかなと思いました。

○藤原氏 私も必要だと思います。

○永田委員 国内の自治体の中でこれに類するものを取り入れているところは非常に多いですけれども、先ほどからお話があるように、配っておしまいになって、更新したり、話し合ったり、いざというときにこの内容が暮らしの中で生かされるか、特にケアマネージャーとか、医療関係者とか、後見人の方にちゃんと生かされるというところが、今なかなか続かないという問題に各地域が直面しています。先ほどから出ているように、希望ファイルというものを定義のほうに入れ込んで、このところはファイル等の取り組み等を積極的に推進するという部分をより強化したり、それを本人の意思決定を支えるための仕組みをつくることに努めるとか、もう少しこれを仕組み化するというのを条例として盛り込むことが、発展的かと思いました。

○大熊委員長 ありがとうございます。先ほど太田委員でしたか、前のほうに定義で入れたほうがよいとおっしゃったのがどんどん発展して広がっております。

○長谷川委員 一番最後の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想というのがあって、この時期に言っているのかどうか悩みながら、その上のほうで「サポーター」から「パートナー」という形が出ているので、「パートナー」と言い切っているのか。この時期にいろいろ議論をやるならサポートとパートナーをポチで入れるのかという、この期に及んでという御意見は重々承知で今ずっと悩んでいたんですけれども、一応、意見だけは言っておかなきゃと思って

言った次第です。よろしく申し上げます。

○大熊委員長 これについて、パートナー派の方はどなたか。永田委員、いかがですか。認知症在宅生活サポートセンターというものがあいながら、パートナーを打ち出すところが矛盾しないかという点についていかがですか。

○永田委員 多分、これは仕組み化していくときに整理する必要があると思うんですけども、本人とともにパートナーとしてよりよく暮らす営みをするということと、ここで言われているセンターというものは、市民とかそういう専門職も含めた本人とパートナーがよりよく生きる活動を背後から、あるいは基盤的にしっかりと支援するという、直接支援ではない、それは、この条例の中で本人と周りの人がパートナーとして一緒によりよく暮らすというのを推進しつつ、ここは区の機能として、もっと基盤的な、しっかりと支えるものと読めるのかなと思ったのですが。

○長谷川委員 最初の構想はわからないので、あえてこの流れからいくとどうかかなと思っただけです。

○大熊委員長 認知症在宅生活サポートセンターの名前を変えるのは一大事なので。

○長谷川委員 それはわかっていますので。

○大熊委員長 パートナーも支えるし、ケアマネも支えるし、安心すこやかセンターも支えるという、それが認知症在宅生活サポートセンターなのかと。

○中澤委員 「希望ファイル」について。こういうふうにな名前を出すということはとても必要だと思っていて、エンディングノートは自分の中で非常にクローズな存在だと思うんです。でも、ファイルというと、もう少しみんなと共有するというイメージがあるので、そういう意味ではエンディングノートと一緒にしないほうがいいかなと思っています。全く違ったものをつくるんだという意味で「希望ファイル」というものを出していったほうがいいんじゃないかと私は思っています。

○大熊委員長 定義のときに、「共有」という言葉とか「更新する」ということをちゃんとうたっておくといいのかなと思いますので、それも事務局、書きとめておいていただければと思います。

それでは、13条に進ませていただこうと思います。「区は、認知症の本人及びその家族が住み慣れた地域で適時かつ適切な生活支援、医療及び介護、その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1)認知症（軽度認知障害を含む。）の早期対応及び早期支援 (2)認知症の本人同士の支えあいや社会参加活動の推進及び様態に応じた支援（若年性認知症も含む） (3)認知症の本人の家族等への支援 (4)生活支援及び医療、介護の連携・協働体制の推進 (5)認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス

等の提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援チームの育成及び資質の向上」。とりあえず、13条のところではいかがでしょうか。遠矢委員などは、こういうことに既にかかわって初期集中とかで苦労されていると思います。

○遠矢委員 まさにこの後で出てくる認知症在宅生活サポートセンターが担っている機能というか事業に合致する部分かと思いますが。そのことに対して、17条のあたりでまた出てくるので、そこでコメントしたいと思っております。

○大熊委員長 わかりました。この13条は進んでよろしいでしょうか。

14条「区は、認知症の本人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自分らしく住み続けられるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、見守り支援及び緊急時に即応した支援を行うための体制整備の推進や、地域の多世代が協働した自主・自発・自由な活動を支援するものとする。2 区は、認知症の本人が認知症とともにより良く生きていくための地域づくりに向けた取り組みが推進されるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、認知症の本人及びその家族等が経験したこと等についての情報を、自ら発信する機会の確保その他の必要な施策を実施するものとする。3 区は、認知症の本人及びその家族等の地域への社会参加が促進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、認知症パートナーをはじめとする区民ボランティアの人材育成、地域との交流を図るために必要な施策を実施するものとする。」という14条についてはいかがでございましょうか。

先に進みます。第15条です。4 ページ目の最後の2行です。「区は、認知症の本人の権利利益の保護を図るため、区民、地域団体、関係機関及び事業者の権利擁護に関する意識と行動の向上を図るとともに、成年後見制度の利用の促進等その他の必要な施策を実施するものとする。」ここはいかがでしょう。

○新里委員 成年後見制度もこの定義のところに入れたほうがよくはないですか。

○大熊委員長 前の11条のほうに持っていったほうが良いと言われている方もいるみたいです。

それでは、第3章、ここはやや大きな修正が出てきております。第3章、認知症施策推進に関する体制、認知症施策の総合的推進、第16条で今まで書いてあった介護保険法の中でやるというところを消して、そのかわりに「本条例で定める事項の推進をはかるため、『世田谷区認知症施策推進計画（仮）』を策定し、必要な事項及び施策を定めるものとする。2 区長は、前項に掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する世田谷区認知症施策評価推進委員会の意見を聴かなければならないとともに、認知症の本人及びその家族の意見を聴かなければならない。」

第17条「第16条第1項に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プ

ラザ条例第1条で設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として行う。2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンターで行う事業は、その細目を区長が別に定める。」

世田谷区認知症施策評価推進委員会、第18条「認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価推進委員会を置く。2 前項に定めるもののほか、世田谷区認知症施策評価推進委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。」というところで、さっき遠矢委員、この項でおっしゃりたいとおっしゃいましたので、どうぞ。

○遠矢委員 17条の2「世田谷区認知症在宅生活サポートセンターで行う事業は、その細目を区長が別に定める。」とあります。実は、平成30年4月から前身となる認知症在宅生活サポート室というところを私どもで受託して、今、私どものメンバーで運営させていただいています。これは、これまで世田谷区がさまざまに取り組んでこられた認知症家族会の支援ですとか、初期集中支援とか、認知症にまつわるさまざまな事業をここに一括して、まとめてわかりやすく行うということが目的で、もともと認知症在宅生活サポートセンター構想の中で組み上げられてきたものです。実際やっていくと、実はその認知症在宅生活サポート室のメンバーの中から、こういったことがまだ不足しているよねとか、こういったことが足りていないとか、認知症の方、その家族、あるいはそれを支える人たちとのかかわりの中で、必要なこと、まだ世田谷区に足りていないことが見えてきています。そういったことを認知症在宅生活サポート室の事業に組み込んでいけるような自由さというか、逆にそれを区側にフィードバックして、そういったこともぜひ区の取り組みとしてやってほしいと思います。もし、区長がその細目を定めるということであれば、認知症在宅生活サポート室からのフィードバックみたいなことができるような環境づくりも必要かなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大熊委員長 実際に文言を書き込むとかそういうことではなくて、今ここでみんなに言うておきたいということでしょうか。

○遠矢委員 そう言わなければそういうことが許されないということであれば、書き加えたほうがいいかなと思います。

○大熊委員長 書き込む文章は考えられますか。

○遠矢委員 まだ、そこは考えていませんけれども。

○大熊委員長 今のことが通じるような文言を一生懸命考えて、つけ加えていただくとかしてはいかがでしょうか。

○遠矢委員 そういう考え方に対して何か御意見があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○太田委員 委員おっしゃるとおりで、現場の意見を吸い上げて改良していくというのは非常に重要なことではないかと私も思うんですけれども、一方で、本来ある定義の中から新しいことがつけ加わることで、いつの間にか違う形に変化していくということも出てくるかもしれないと思うんです。ですので、大筋は大筋でちゃんとある程度決めておかないと、本来の認知症在宅生活サポートセンターから、方向性がまた違うところに移ってしまうというのがあるので、そこだけはしっかりしておいたほうがいいのかと思います。ですので、どのぐらいを現場から吸い上げるものによしとするかという判断は、ある程度、方針にのっとった区側の判断というところも大事なのかなと思いました。

○大熊委員長 今の御意見で何かお考えになることがあったらどうぞ。

○遠矢委員 おっしゃるとおりだと思います。なので、どうしたらいいのか。

○西田委員 例えば、保健所の保健活動は、まさに地域の状況を分析して吸い上げてという趣旨だったと思うんですけれども、やる中でセンターが気づいたことなどを、例えば、認知症施策評価委員会など、こういう委員会に積極的に出していただいて、そこで評価委員会の皆様の議論を経て、方針を区長に提案していくということであれば、太田委員、いかがでしょうか。

○太田委員 私も、そのための評価推進委員会ということになると思いますので、そういうところで意見を出していただきながら、その意見をもとに委員会として評価して、それを世田谷区長を含めて御判断いただくという形で私はいいと思います。

○佐久間介護予防・地域支援課長 事務局から補足ですが、その件につきましては16条の2項で、認知症の施策の計画を立てるに当たっては、あらかじめ認知症施策評価委員会の意見を聞かなければならないとともに、認知症本人とその家族の意見を聞かなければならないと区で規定されておりますので、太田委員や皆さんがおっしゃるとおり、そういうところで御意見を出していただければ、施策に反映できると考えております。

○大熊委員長 そうすると、消したところ、16条の介護保険の中にこの話を入れるか、世田谷区認知症施策推進計画というのを別途つくって、これをしっかりやるということについてはどうでしょうか。

○村中委員 私は、16条の新しいほうの世田谷区の認知症施策推進計画の中で展開というのがよいかと思います。タイトルとしては「総合的推進」とありますが、計画の名前には「総合」が取れています。ここは「総合」が入っていたほうがよいかと思っています。と申しますのも、ほかにも関連するような条例は世田谷区にたくさんあります。しっかりしたすばらしい条例、例えば、ユニバーサルデザインに関する条例ですとか、健康づくり推進条例ですとか、たくさん関連する条例や、総合福祉計画等、関連する計画も多くあり、この認知

症の施策というのは単にその分野分野だけでは解決し得ないことです。総合的に見ていくという分野だと思います。そういう意味では、ここは「認知症施策総合推進計画」というような名称にさせていただいて、総合的に推進するというのをここに記載していただいたほうがよいのかなと思います。

追加で申し上げますと、先ほどのユニバーサルデザインの条例についても大変すばらしく、認知症の方が暮らしていく上でも非常に重要だと思います。

○大熊委員長 これは部長に伺ったほうがいいのかしら。今までは介護保険でやっていて、普通に考えると、その中の子分として入れるという。でも、それは、このごろ中澤委員が大運動をしておられるように、今の介護保険はどんどんしぼんでいくような状況の中で、その中に認知症を入れると、何かこちらもさらにあおりを食って小さくなっちゃうおそれもあるということもあり、第16条の上の3行を消して、下の2行を入れるということはできるものなのでしょうか。

○長岡委員 今の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中では、1つの項目として認知症という項目を立てて、施策について入れさせてもらっています。もう御存じの方が多いたと思うんですが、今、国の基本法案では、こういった名称を仮にということで推進計画を努力義務でつくるということになっていまして、区でも今度どういう形でつくろうかと今、内部で調整をしているところです。

仮に、今度の第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中に入れ込むということになったとしても、1つ独立のしたものをつくって、その冊子の中に入れ込むというふうにしたほうがいいのか、と実は中では話しているところです。なので今、いろいろ検討させてもらっていますので、私の一存で決めるのはなかなか難しいところもあります。

別の側面から言うと、実は今、区の中には計画が幾つもあって、この高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中にも認知症のことがあるし、実施計画の中にもあって、そういったものが余りたくさんあるというのはどうなんだろうというのも1つの議論としてあります。全体的に勘案した上で、どういうふうな形で整理させていただくかは、今後、中で調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大熊委員長 全くだめということではなく、かなり前向きにいけそうだと理解してよろしいでしょうか。

一応、最後のところまで来たので、皆様から。

○長岡委員 先ほど遠矢委員から、認知症在宅生活サポートセンターの話をお聞きしました。それで、条例の全体のつくりとして私が感じたことを申し上げるので、意見をいただければと思います。今、遠矢委員からも御説明いただい

たように、17条に認知症在宅生活サポートセンターの位置づけというのを、主な施策は認知症在宅生活サポートセンターを拠点として行うということで書かせてもらっています。意味合いとしては、先ほど長谷川委員からもありましたけれども、この認知症在宅生活サポートセンターは全体的な、例えば、あんしんすこやかセンターのバックアップ機能ですとか、大きな機能を担っていますので、個々人のサポーターさんとはまた切り離していいのかなと、区としても思っているところです。

3 ページの一番下のところ、第11条の意思決定の支援の2項のところ、「認知症在宅生活サポートセンター構想により」というくだりから、次の4ページの頭のところに、「認知症在宅生活サポートセンターを活用して」と今入れ込んでいただいているところです。認知症在宅生活サポートセンターから見ると、さっき申し上げた17条で、認知症在宅生活サポートセンターについては施策を実施する拠点として、具体的な事業については別に定めるということで、別のものでも具体的なところをもっと定めていくことにしています。ある意味、表現がダブっているという気もしますが、それを前提にしても、11条に入れたほうがいいのかというところを、再度御意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

○大熊委員長 このことについて御意見がある方、どうぞ。

○永田委員 全国各地の動きを見ていると、今の4ページ目の上から2行目の「認知症の本人の意思決定を支援するための学習機会の充実等」というのは、かなりきめ細やかに、本人の身近な人や地域とか、本当はかなり体系的にやらないと、さいの河原状態みたいなところがあるので、そういう意味では、この認知症在宅生活サポートセンターが中心になってというのはいいと思うんですが、ここだけに注目されて、ここだけを頑張らせればいいというわけでもない、「活用して」の部分は17条にもきちんと中身的には盛り込まれていくと思うので、むしろ学習機会の充実等を区がしっかり図るといえるのは、より広範な意味も含めてしっかりとここで位置づける必要があるんじゃないかと思います。

何を言いたいかというと、認知症在宅生活サポートセンターだけが頑張ればいいのではないという、もっとあらゆる機会を通じてこういうことの学習機会をふやしていくことが必要だと思いますので、そのかなめに認知症在宅生活サポートセンターがあるという位置づけは、17条のほうからも展開できると思います。逆にここで認知症在宅生活サポートセンターだけに集中しないほうがいい。より広範な意味にしたほうがいいと思います。

○大熊委員長 皆さん、賛同していらっしゃるようなお顔です。

○佐久間介護予防・地域支援課長 大熊委員長、条例の名称のことについてまだ御議論いただけていないので、そこを御議論いただければと思います。

○大熊委員長 さっき、3つの案が出たけれども、これが一番いいなということで、特に御本人から、藤原さん、いかがでございますか。

○藤原氏 私は今見てびっくりしたんですが、この間のワークショップの後でお電話させていただいたときに、まさにこれを言ったんです。

○大熊委員長 すばらしい。

ほかに長谷部さんはどうでしょうか。このタイトルは気に入っていらっしゃいますか。

○長谷部氏 例が出ておりますので、例で言ったら、僕の個人的な考え方では①です。

○大熊委員長 3つの中でやっぱりこれが一番いい。

○○さんはどうでしょうか。

○当事者A 私も①かなという感じ。

○大熊委員長 タイトルは嫌という人はいらっしゃらないみたいで、今は骨子ですけれども、区長の御提案でもある、条例を最後につくり上げるときには、世の中によくある条例と違ったような、中学校ぐらいの子たちもこれに親しんで、おじいちゃん、おばあちゃんのことも考えてという、ですます調にしたかどうかということについては、何かありますか。

○長岡委員 前文はそうなっていて、実はアンバランスなんです。それで、大変申しわけないですが、どのレベルのですます調にできるかというのは、ちょっと直しただけでも相当全体に影響が来ると思います。

○大熊委員長 その影響が大切なんです。

○長岡委員 もちろんそうすが、この後、どういうふうにできるかというのは検討させていただくということで、少しお時間をいただければと思います。

○大熊委員長 ですます調、反対という人はいますか。

○保坂区長 ですます調の話と割と近い話なんですけど、先ほど、ユニバーサル条例について大変評価をいただいたんですが、ですます調については、例えば、認知症になった方についてもできるだけわかりやすい日本語で伝える、やさしい日本語という言い方もありますけれども、そういう趣旨の責務というか姿勢を区のほうで持つみたいなの部分の表記も必要かと思います。

それともう1つ、せっかく当事者の方がいらっしゃっていただいているので、ここの条例の1ページでは、「認知症になった人」という言い方をしているんです。その後は、「本人」と変わるんですが、この呼び方とかはどう感じられますか、というのを聞いていただければ。

○大熊委員長 ○○さんから、言い方は認知症とともに生きる人とか、認知症当事者とか、認知症の人とかいろいろあるんですけれども。

○当事者A 実は、余り認知症と知られたくないんです。私はまだ初期なので、

そこそこカバーをしながら頑張っているんですけれども、進行したときにどうなるかというのは問題なんです、認知症というピンからキリまでの幅があるので、その辺をどう理解してもらえるかというところがちょっと心配。うちは母が認知症になっていましたので、相当ひどいを見ていますから、あそこまでいったのが最悪の状態という幅が見えるんですけれども、普通の方はわからないと思うんです。だから、私たちから見ると、一まとめに認知症と言っちゃうと、すごく幅が広過ぎてちょっと難しい解釈なんです。だから、その辺のところ何かいい御提案、よりよい言葉がいただけるとうれしいと思うんです。

○大熊委員長 条例ですので、重い人からこれからなる人まで全部を含めてタイトルの中に認知症と入れないと、何の条例かわからないということになっちゃうということがあるんです。

○藤原氏 前後しちゃうんですけれども、案①の認知症とともに生きるというところに私が思ったのは、子どもも含めてというところをすごく強調したいんです。ですから、子どもにも認知症のことを学ぶ場をつくってほしいと思いますし、それと、「認知症になった人」というのがちょっとひっかかるんです。

○大熊委員長 認知症とともに生きるという言葉はここの中では使っている。

○保坂区長 「認知症になった人」というのはあるんです。書いてあるんです。当事者本人のことを、どういう言い方なら、ぴったりくるかと……。

○藤原氏 すぐにはわかりませんが……。

○大熊委員長 長谷部さんはいかがでございましょうか。

○長谷部氏 裏側から考えてみたんですけれども、私は、ステージ2の認知症なんです。自分が認知症であるということを納得するまでに2年から3年かかったんです。その2年から3年かかって、認知症でもいいじゃない、自分は認知症で老人だけれども、立ち上がるんだと、自分自身で生きていくんだということで娘と話をしてお金も全部別々にして、ひとり暮らしを今しております。だから、今日の論議は非常にレベルが高くてびっくりしていたんですけれども、認知症になった老人にどういうアプローチをしていくのかというのがちょっと見えなかったのが、これからだなという1つの感想です。

○大熊委員長 とても納得のできるお話でした。ありがとうございます。今、御本人には一通り伺ったんですが、まだ話していない高橋さんに、どの話題についてでも結構ですけれども。

○高橋委員 漠然とした話になるかもしれないんですけれども、認知症カフェ、フェローフィリングというのを月1回やっております、一番難しいのは周知です。チラシをいろんなところに配って、置いていただいたり、当事者、家族はもちろん、それから元気な高齢者も認知症にならないための勉強会になりますという形で、又、子どもの世代には親のことを考えて勉強になるからどう

ぞということ呼び掛けてはいます。ちょうど丸4年たったんですけれども、やはり周知が一番難しいです。ですから、それを世田谷区のほうでバックアップしてくださると、すごくありがたいと思っております。

○大熊委員長 わかりました。それは、さっき藤原さんがおっしゃった子どもも入れてというのがとても有効かと思うんです。私は、たまたま若狭の一行詩という運動にかかわっていて、子どもたちが一行詩で認知症のことを、とてもいい詩がいっぱいあるんです。そうやってわかっていくと、別にビラを配らなくても学校で、どういうふうに認知症になっちゃったお年寄りと接したらいいか、認知症の方が迷子になっていたらどうしたらいいかというのを子ども時代から身につけるためにも、ですます調でわかりやすく。技術的に難しいことはよく承知していて、私はこの骨子案をですます調にしてみようと思ったらずごく大変で完成に至らなかったんです。いろいろ突っかかる言葉があちこちにちりばめられているので。でも、その言葉を見直すことで本当の意味のちゃんとした条例になるのではないかななどと思ったりしているんです。

今9時になっておりまして、1人1分ずつやるとすごいことになりますので、この際、特に言い残した、何かそんな顔をしておられる西田委員どうぞ。

○西田委員 先ほど手を挙げればよかったんですけれども、最後の第3章の16条のところですけども、第3章のところは、「認知症施策推進に関する体制」と書いてあって、その上で「世田谷区認知症施策推進計画（仮）」という書き方をしていると思うんですが、先ほど施策の総合的推進ということが大事だよという御意見がありまして、本当にそのとおりだと思うんですけども、せっかく条例の名前を世田谷区認知症とともに生きる希望条例とするのであれば、やっぱり何のための施策推進なのかということ、計画のところにも名前として入れられないのかとちょっと思っておりまして、世田谷区認知症とともに生きる希望条例推進計画とかにすると、介護計画との差別化ができるのではないかということなんです。

先ほど永田委員のお話にも、本人の希望を中心に希望ファイルを書いただけじゃなくて、それを実現するための仕組みづくりが非常に大事だと。仕組みづくりに至らない事例もたくさんあるだろうと。世田谷区は決してそうならないんだということをきちんとしていくためには、条例推進計画にしっかり地域づくりや仕組みづくりを精緻に書き込んでいくことが非常に重要だと思いますので、そういう意味で、推進計画の名前とコンセプトも条例と一致させたものにしていただけるとありがたいと思われました。以上でございます。

○大熊委員長 これには特に異論のある方はいらっしやらないと思います。ほかにあと一言どうしても。

○永田委員 第2章の9条のところを今見直していたんですが、実は長谷部さ

んがおっしゃられた、従来の施策からどう未来志向で変えていくかのためには、区民や専門職が変わることも大事ですが、認知症とともに生きている本人が大きく覚悟を決めたり、その人がもっと前を向いて生きていく力をどう高めていけるかという、それを一足先に行った人たちとともに、こんなふうに生きていけるんだということをしっかりと伝えることが、今一番実は肝心なところではないかと思います。とても大事なことを言ってくださったんですが、それに類することがあるようで、ぼんやりしたことしか書かれていないんだと、今確認して思いました。

それで、9条のところに、「区は、区民、地域団体、関係機関及び事業者が、認知症及び認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識」、このところが前よりは、認知症に関する正しい知識だけじゃなくて、「地域共生」が入ったのは一歩だったと思うんですが、さらに今の長谷部さんの言葉を受けて、「地域共生」の前に「認知症とともに生きていくことができる希望及び地域共生社会に関する正しい知識」というように、認知症になってからも希望がしっかりあるという、長谷部さんとか今日の方たちのようなことをしっかりと出していきながら、「地域共生」だとぼやんとしちゃうんじゃないかと思いました。ここをちょっと加筆すると、とても大きな一歩になるんじゃないかと思います。

○大熊委員長 ありがとうございます。

○中澤委員 私はずっと文章を書いてきまして、文章を書いている私ですら、この条文を見ていると目がちらちらするんです。ほかの方はもっと読みにくいんじゃないかと思うので、やっぱりもっとわかりやすく、さっき周知ができていないとおっしゃっていたんですけれども、周知するためにもわかりやすい文章で、ですますがいいかどうか、またそれはそれなんですけれども、ですますというわかりやすい形で、小学生とは言わないけれども、せめて中学生にわかるような条文にしてもらいたいと思っています。

○大熊委員長 これは骨子がきっちり固まってからすぐに始めるとか、並行してやってみるというのも大事かなと思います。それでうまくですますにならなかったとしたら、なぜならないのか、それはもとの何かがおかしいんじゃないかぐらいまでさかのぼって見たら、お役所の方が今までしてこられなかったことで、前例をきちんと守ってこれまで暮らしてこられたわけなんですけれども、我々は前例をつくるんだというようなことで出発するといいいのかなと。

○村中委員 時間があれなんですけれども、藤原さんのほうからどうしても代弁をと、今お声かけをいただきました。2つありまして、1つ目、どうしてもというところが、やはり第1条の「認知症になった人」という表現がどうしても嫌だというご意見です。では、どういう表現にしたらいいいのかがずっと出て

こないで、今は控えるけれども、ここだけはやっぱりということで、「認知症とともに生きている区民」とか、「認知症とともに生きている人」でもいいんだというのが藤原さんのお気持ちだということでした。

それともう1つ、先ほどもあったんですけれども、子どもから大人までというのをどこかにというお話を2人でしていきまして、そういう意味では、前文の下から3行目のところに「世田谷区は、全ての区民が」とありますが、ここは「子どもから大人まで全ての区民が」というのが入ってもいいのかな、というのがご意見です。

○大熊委員長 子どもたちに本の読み聞かせをされてきた、それを一生のお仕事にしてこられた藤原さんならではの御提案をありがとうございます。

○長谷川委員 最初の前文の「そのためには、認知症になってからも一人ひとりが偏見や差別に脅かされずに」のところですが、全体の文章が偏見だとか差別というトーンを抑えながら先を見ていくというか、そういうトーンなんです。ここだけこの言葉がかなり印象深く出ているんだけど、この言葉は外して、全体を尊重するとか肯定的な話で全部埋め尽くしたらどうかなというのが私の意見です。

○大熊委員長 それはなかなかしゃれていますね。どうでしょうか。うなずいている方多数という感じがいたします。

では、本当はもっとどんどん伺いたいところなんです。今日、参加して下さったお三方、大体言いたいことを言ってくださいましたか。大丈夫ですか。藤原さんが言ってくださった「子ども」もしっかり前文のところに入れましようということになりましたし、〇〇さんがこれは嫌というのはどんどん外しましたので。

せっかく保坂区長がいらっしゃるので、一言、御感想を。

○長谷部氏 この条例ができれば日本中で話題になるんじゃないですか。

○大熊委員長 そうだと思います。世田谷に住んでいてよかったね、みたいな感じ。

○保坂区長 特に今日は長谷部さん、藤原さん、〇〇さん、そのパートナーの方も含めて御意見をたくさん出していただき、この条例自体を、私は当事者という言い方をしますけれども、御意見を聞きながら討論できたことはとてもよかったと思います。

事務局のほうで後で準備してもらいますけれども、世田谷区子ども条例というのはですますで全て書かれていて、これは当時、18年前に提案されてつくられているものなんです。子どもの権利条約を条例に落としたというような内容なんです。その中で、実は、何回か改正をしまして、非常に難しい子どもの人権擁護機関というものをつくって、それは第三者的にいじめや暴力につい

て学校に調査に行ったり、勧告したり、割と手続的なことを全部ですます調にして書いているので、また参考にこの議論の中でしていただければいいかと思えます。

どうしても条文の文章というのは、普通に慣例に従ってつくっているとわかりにくくなるんです。文章がだらだらと長く、あれもこれもと言及して、3行も4行も読点だけで続くようなものになってしまっている。先ほどの子ども条例のほうは比較的記事を短く区切っているのでも、短く言い切りながら、そこに考え方とか論理なども入れ込んだもので、やさしい日本語ということであると、恐らく中学生というよりは小学校5年生ぐらいが読んでも理解できるというのが大体基準だと思うんです。そういうものを目指するように、いろいろと部長にも苦勞してもらいたいと思えますので、たくさんの御意見ありがとうございました。以上です。

○大熊委員長 前例をつくるつくと申しますけれども、もう子ども条例であったんですね。そのころは保坂区長じゃない、別の区長だった、偉いと思えます。とても実りあるお話を皆様としていただけたと、私も勉強になりました。

割と疲れやすいというのが認知症の方の特徴で、大会なんかも間に休憩を入れたりするんですけれども、皆様、ずっと最後までありがとうございました。とても意味のあることばかり言っていたいただいてありがたかったと思えます。これからもどうぞよろしく。条例ができるときも、いつもいつも見守って参加していただきたいと思えます。ありがとうございました。

事務局に締めくくりをお願いします。

○佐久間介護予防・地域支援課長 皆さん、長時間にわたり御議論いただきましてまことにありがとうございます。本日いただきました御意見につきましては、事務局でまとめまして、検討委員会としての意見の取りまとめを大熊委員長に御一任という形で、皆様よろしいでしょうか。御異存がないということで、大熊委員長とこれから詰めさせていただきます。

なお、本日、御発言がちょっと漏れてしまったということがありましたら、短くて申しわけございませんが、12月18日、明後日の午前中までに事務局までお電話やメールなどでお伝えいただければ、そちらも検討させていただきますと思えます。

資料4が抜けていましたので、認知症の本人等の意見聴取についてをご覧ください。今後、12月から来年2月ぐらいまでの間、意見聴取を事務局中心に進めたいと思えます。本日、第4回としまして3名の御意見をお伺いしました。次回、第5回として令和2年5月、第6回として令和2年7月を予定しております。今までは6月と11月にもワークショップで御本人の御意見を聴取しております。

今後は、介護保険事業の利用者からの意見を聴取する予定で考えておりました、やり方としまして、アウトリーチによる意見聴取を考えております。当事者の意見としましては、認知症グループホーム、認知症デイサービス、区内の数カ所程度を訪問して御意見を聞いていきます。現在も行っております本人交流会の1月30日実施を予定しておりますので、その中でも御意見を伺います。認知症初期集中支援チームの支援事業に事務局も2事例程度、直接お話を伺えればと考えております。②としまして、家族介護者の意見としまして家族会、認知症カフェを区内数カ所にお邪魔させていただいて、聞き取りをやらせていただき、認知症の初期集中支援チームで御家族の意見も一緒にお聞きすることで考えております。アウトリーチでは、事務局が各事業所及び団体に出向き、聞き取り等で意見を聴取する予定を立てまして、委員の先生にも御連絡をさせていただきます。もし御希望があれば、事務局と一緒に伺っていただくことも可能と考えておりますので、また、その旨、御連絡させていただきたいと考えております。

そのほかに、前にもお話ししましたとおり、スケジュールのことで、今回の条例骨子案を区で決めまして議会に出しています。それに伴いまして、区民向けに条例骨子案のパブリックコメントで広く意見を聴取する予定となっております。また、4月には、新しく認知症在宅生活サポートセンターも立ち上がりますので、できればそこで条例のシンポジウムの開催も考え、区民の御意見を聞いていく予定としております。本条例は令和2年10月施行予定をしております、制定までの検討としまして、この後、本委員会を2回程度開催となっております。5月と7～8月ごろに、開催をお願いする場合もございます。日程につきましては、後日調整させていただきます。本日は、条例の骨子案について御議論いただきました。本日の議事は以上となります。

では、本日の委員会を終了させていただきます。長い間、本日はありがとうございました。

午後9時15分閉会